



郵政20条裁判「正社員との待遇差」訴訟、全員勝訴

日本郵便の契約社員3人が、正社員に支払われている各種手当が契約社員に支払われないのは労働契約法違反にあたるとして、日本郵便に計738万円の支払いを求めていた訴訟で、東京地裁は9月14日15時、日本郵便に計91万円の支払いを命じる判決を言い渡した。労働契約法20条では、正社員と契約社員の待遇差について、「不合理と認められるものであってはならない」としており、原告側は、正社員と同様の業務に携わっているにもかかわらず、年末年始勤務手当や早出勤手当、住居手当などの各種手当が支払われていないことや、病気休暇などの各種休暇がないことについて、違法であると主張していた。

判決

判決は、①年末年始勤務手当、②住居手当、③夏季冬季休暇、④病気休暇が契約社員に与えられないことは、不合理な取り扱いにあたり、不法行為が成立すると判断した。郵政産業ユニオン労働組合は、直ちに衆議院第1議員会館に場所を移して報告集会を開いた。「日本郵便は、判決を謙虚に受け止め上告をしない」ことを訴えた。

担当した弁護士からは、「『労働契約法20条は格差是正を定めたものではない』などと不謹慎な言動もあったが、手当支給に不合理があった。不法行為があったなどを認めた全員判決だった」。原告の佐倉郵便局で働く宇田川さんは「皆さんの応援が力になった。やっと勝った思いでいっぱいだ」。晴海郵便局で働く浅川さんは「判決に涙が出た。運動をしてき。運動をしてきたかいがあった。これからも頑張りたい」と思いを伝えた。
(新社会党労働運動ニュース2017年9月15日(NO187号))



NPO法人労働相談室開設集会

9月16日(土)午後2時から千代田区神保町区民館で開催されました。

開会には「お互いさまユニオン」の芦谷書記長が挨拶を行い。記念講演には「NPO法人労働相談センター理事長」の石川源嗣さんから「労働相談の意義と労働者の組織化」をテーマに聴くことができました。

概要として(資料)

- 1、 NPO法人労働相談センターの活動(相談統計)
 - ① 相談件数、2015年(8597件)・16年(7444件)・17年(6月：988件)
 - ② 相談件数の推移
1996年(279件)、ピークは2014年(8268件)～2016年(7444件)

③ ホームページアクセス数

2016年
閲覧数(12万9298件)
訪問数(8万4485件)

④ 相談形態

2016年
電話(69.5%)、メール(27.4%)
来所(3.0%)

⑤ 来所の相談件数

1996年(15件)、ピークは2014年(495件)、
2016年(227件)

⑥ 主な相談内容の推移

2016年

「いじめ、嫌がらせ」(29%)

「賃金」(18%)

「会社都合の退職・解雇」(14%)

「辞められない」(11%)

「サービス残業」(8%)

発足当初の1999年は「賃金」(33%)、「会社
都合の退職・解雇」(18%)、「いじめ・嫌がら
せ」(3%)でした。

⑦ 「辞めたくても辞められない」相談件
数の推移

2007年(158件)、ピークは2014年(984件)、
2016年(811件)

⑧ 相談者の雇用形態

2000年、非正規労働者(パート・アルバイト・派
遣・契約・嘱託)(10%)から2016年(29.
5%)

2000年、正社員(管理者含む)(1%)ピークは
2014年(70%)から2016年(62.5%)

⑨ 相談ルート(何を見て相談してきた
か)の推移

1996年

電話帳(52%)、インターネット(18%)、友人・
知人・家族(8%)

2016年

インターネット(99.2%)、電話(0.3%)、友
人・知人・家族(0.3%)

⑩ 組織化率(組合加入者数÷相談件
数(%))

1998年(11.6%)、ピークは1999年(15.
9%)から2006年(4.8%)、そして2016年(0.
5%)と落ち込んでいる。

2. 総括

●結論:労働相談から組織化にストレート
にいかなくなっている……労働相談30年で
はじめての現象

(1)相談件数は増加している。

(2)相談件数の増加はかつては着手件数
の増加—組織化の増加だったが、現
在はどうではない(結びつかない)。

(3)労働相談の質の変化。

(4)相談件数増加の追求だけではダメ…
多様な活動が求められる。

(5)組織化が困難な根拠。

3. 展望—労働相談と組織化の転換をはかる

(1)組織化活動を多様化する。

① 個別紛争処理から集団的構築をめざ
す。②職場に組合員を意識的に「送り
込み」

(2)ホームページの制作

労働組合ユニオンへの加入と結成焦に
焦点を。

(3)労働組合の意義

労働相談で、相談者側から労働組合を
思いつかない。—労働組合研修

(4)労働組合結成の障害に風穴を開ける
9月14日の郵政労働者ユニオンの「労
契法20条」裁判の勝利。

その後、NPO法人労働相談室総会を開催し
ました。議長を選出し、理事長の斎藤さんが挨拶
を行い。議案提案。

2017年度・役員体制

理事長:宮川敏一

副理事長:鳩川静

:斎藤隆靖

:岩本正義

以下、理事・監事を承認し、質疑応答を行い。
総会は終了しました。

県内のユニオンからは、ユニオン市原(太田書
記長)、東葛ふれあいユニオン(円谷委員長、
林書記長)、千葉スクラムユニオン(小柳書記
長)が参加しました。

県外では、東京(お互いさまユニオン)、神奈川
(ワーカーズユニオン)、茨城(茨城ユニオン)、
埼玉(埼玉ユニオン・川越ユニオン)などでし
た。

(NPO) 法人特定非営利活動法人
労働相談室

会員加入のご案内

会員加入書

氏名・住所・電話・PCメール・携
帯電話

年会費 1口 1000円

口数 口

入会金 1000円

郵便口座:0170-9-402351

NPO法人:とうきょう労働相談センタ